事 務 連 絡 令和元年9月30日

各都道府県水道行政主管部(局)長 殿 各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬·生活衛生局水道課

水道法施行規則の一部を改正する省令の公布について(参考送付)

本日、水道法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第57号。以下「改正規則」という。)が公布されましたので、参考となる資料を送付します。

特に、改正規則により、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第57条第3項に規定する様式第12の3(立入検査を行う職員の身分を示す証明書)が改正されていますので、この旨お知らせするともに、本様式の電子媒体を併せて送付します。

各都道府県におかれては、貴管下の市及び特別区並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知をお願いします。

## 【添付資料】

水道法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第57号)

- 新旧対照表
- ・ 様式第12の3 (水道法施行規則第57条第3項関係)